

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 新産業創出等研究開発基本計画

一 新産業創出等研究開発基本計画の策定等

1 内閣総理大臣は、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発（以下「新産業創出等研究開発」という。）並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保に関する施策並びにこれらに関連する施策（以下「新産業創出等研究開発等施策」という。）の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、原子力災害からの福島復興及び再生を推進するため、福島復興再生基本方針に即して、新産業創出等研究開発等施策の推進に関する基本的な計画（以下「新産業創出等研究開発基本計画」という。）を定めるものとする（第九十条第一項関係）と。

2 新産業創出等研究開発基本計画は、新産業創出等研究開発等施策についての基本的な方針、総合的かつ計画的に講ずべき新産業創出等研究開発等施策等について定めるものとする。

(第九十条第二項関係)

3 総合的かつ計画的に講ずべき新産業創出等研究開発等施策については、当該新産業創出等研究開発等施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする事。 (第九十条第三項関係)

4 内閣総理大臣は、新産業創出等研究開発基本計画の作成に当たっては、福島 of 自然的、経済的及び社会的な特性が最大限に活用されることとなるよう努めるものとする事。 (第九十条第四項関係)

5 内閣総理大臣は、新産業創出等研究開発基本計画を定めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議及び福島県知事の意見を聴かなければならないものとする事。 (第九十条第五項関係)

6 内閣総理大臣は、新産業創出等研究開発基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬものとする事。 (第九十条第六項関係)

7 内閣総理大臣は、新産業創出等研究開発等施策の効果に関する評価を踏まえ、新産業創出等研究開発基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする事。 (第九十条第七項関係)

二 新産業創出等研究開発基本計画における福島国際研究教育機構の位置付け

新産業創出等研究開発基本計画は、福島国際研究教育機構が、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保において中核的な役割を担うよう定めるものとする事。

(第九十一条関係)

第二 福島国際研究教育機構

一 総則

1 通則

(一) 機構の目的

福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）は、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行うことを目的とすること。

(第九十二条関係)

(二) 法人格

機構は、法人とすること。

(第九十三条関係)

(三) 事務所

機構は、主たる事務所を福島県に置くこと。

(第九十四条関係)

(四) 資本金

機構の資本金について所要の規定を設けること。

(第九十五条関係)

(五) 名称の使用制限

機構でない者は、福島国際研究教育機構という名称を用いてはならないものとする。

(第九十六条関係)

2 設立

理事長及び監事となるべき者、設立委員並びに機構が承継する国の権利義務について所要の規定を設けること。
(第九十七条から第九十九条まで関係)

二 役員及び職員

1 役員

機構に、役員として、理事長及び監事二人を置くとともに、理事二人以内を置くことができるもの

とすること。

(第百条関係)

2 役員の職務及び権限、役員の任命、役員の任期、役員の欠格条項並びに役員の損害賠償責任について所要の規定を設けること。
(第百一条から第百五条まで関係)

3 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとする。

(第百六条関係)

4 機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。

(第百七条関係)

5 (一)から(四)までに掲げる者がそれぞれの有期労働契約を期間の定めのない労働契約に転換させるための申込みを行うために二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間が五年を超えることが必要とされていることについて労働契約法の特例を定め、十年を超えることが必要であるとする。

(第百八条関係)

- (一) 新産業創出等研究開発に従事する研究者等であつて機構との間で有期労働契約を締結したもの
- (二) 新産業創出等研究開発等に係る企画立案等の業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限

る。)に従事する者であつて機構との間で有期労働契約を締結したもの

(三) 機構以外の者が機構との契約により共同して行う新産業創出等研究開発等(四)において「共同研究開発等」という。)の業務に専ら従事する研究者等であつて機構以外の者との間で有期労働契約を締結したもの

(四) 共同研究開発等に係る企画立案等の業務に専ら従事する者であつて機構以外の者との間で有期労働契約を締結したもの

三 新産業創出等研究開発協議会

機構は、新産業創出等研究開発等施策の実施に関し必要な協議を行うため、新産業創出等研究開発協議会を組織するものとする事。

(第百九条関係)

四 業務運営

1 業務

(一) 業務の範囲

(1) 機構は、一(一)の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う事。

(第百十条第一項関係)

- (i) 新産業創出等研究開発及びその環境の整備を行うこと。
- (ii) 新産業創出等研究開発の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (iii) 新産業創出等研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。
- (iv) 機構の施設及び設備を福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第八十八条の二に規定する事業活動を行う者その他の新産業創出等研究開発に資する活動を行う者の利用に供すること。
- (v) 新産業創出等研究開発に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- (vi) 海外から新産業創出等研究開発に関する研究者を招へいすること。
- (vii) 新産業創出等研究開発協議会の設置及び運営並びに当該新産業創出等研究開発協議会の構成員との連絡調整を行うこと。
- (viii) 新産業創出等研究開発に係る内外の情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。
- (ix) (viii)に掲げるもののほか、原子力発電所の事故に係る放射線に関する情報の収集、分析及び提

供並びに当該放射線に関する国民の理解を深めるための広報活動及び啓発活動を行うこと。

(x) 新産業創出等研究開発の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

(xi) 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う新産業創出等研究開発に関する研修その他の機構以外の者との連携による新産業創出等研究開発に関する教育活動を行うこと。

(xii) (i) から (xi) までの業務に附帯する業務を行うこと。

(2) (1) (x) の出資について所要の規定を設けること。
(第百十条第二項関係)

(二) 株式又は新株予約権の取得及び保有

機構は、機構の新産業創出等研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下「成果活用事業者」という。）に対し、新産業創出等研究開発の成果の普及及び活用の促進に必要な支援を行うに当たつて、当該成果活用事業者の資力その他の事情を勘案し、特に必要と認めてその支援を無償とし、又はその支援の対価を時価よりも低く定めることその他の措置をとる場合において、当該成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得すること等ができるもの

とすること。

(第百十一条関係)

2 中期目標等

(一) 中期目標

(1) 主務大臣は、七年間において機構が達成すべき研究開発等業務（1(一)(1)(i)から(xii)までに掲げる業務のうち、(六)(1)の助成等業務を除いたものをいう。以下同じ。）についての運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならないものとする。

(第百十二条第一項及び第二項関係)

(2) 中期目標は、新産業創出等研究開発基本計画に即するものでなければならないものとする。

(第百十二条第三項関係)

(3) 主務大臣は、中期目標を定め、又は変更するときは、あらかじめ、復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならないものとする。

(第百十二条第四項関係)

(4) 主務大臣は、(3)により中期目標に係る意見を聴くときは、あらかじめ、原子力災害からの福島

の復興及び再生の推進を図る見地からの福島県知事の意見を聴かなければならないものとする
と。
(第百十二条第五項関係)

(二) 中期計画

(1) 機構は、中期目標の指示を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければなら
ないものとする。
(第百十三条第一項及び第二項関係)

(2) 機構は、(1)の認可を受けた中期計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところ
により、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。
(第百十三条第三項関係)

(3) 機構は、(1)又は(2)の認可を申請するときは、あらかじめ、原子力災害からの福島の復興及び再
生の推進を図る見地からの福島県知事の意見を聴かなければならないものとする。
(第百十三条第四項関係)

(4) 主務大臣は、(1)又は(2)の認可をした中期計画が中期目標に掲げる事項の適正かつ確実な実施上
不適當となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができるものとする

ること。

(第百十三条第五項関係)

(5) 機構は、(1)又は(2)の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならないものとする。

(第百十三条第六項関係)

(6) 中期計画は、福島復興再生計画との調和が保たれたものでなければならないものとする。

(第百十三条第七項関係)

(三) 年度計画

機構は、毎事業年度の開始前に、(二)(1)又は(2)の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の研究開発等業務の運営に関する計画(四)(5)において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならないものとする。

(第百十四条第一項関係)

(四) 各事業年度に係る研究開発等業務の実績等に関する評価等

(1) 機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度ごとの業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならないものとする。

(第百十五条第一項及び第二項関係)

(2) 主務大臣は、(1)の評価を行うときは、あらかじめ、復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならないものとする。 (第百十五条第六項関係)

(3) 主務大臣は、(1)の評価を行ったときは、遅滞なく、機構及び福島県知事に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならないものとする。 (第百十五条第七項関係)

(4) 福島県知事は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、(3)により通知された評価の結果について、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図る見地からの意見を述べることができるものとする。 (第百十五条第八項関係)

(5) 機構は、(1)の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに研究開発等業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならないものとする。 (第百十五条第九項関係)

(五) 中期目標の期間の終了時の検討

(1) 主務大臣は、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における研究開発等業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、研究開発等業務における個

々の研究開発の妥当性及びその継続の必要性並びに研究開発体制の在り方その他のその組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

(第百十六条第一項関係)

(2) 主務大臣は、(1)の検討を行うに当たっては、復興推進委員会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならないものとする。

(第百十六条第二項関係)

(3) 主務大臣は、(2)により意見を聴くときは、あらかじめ、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図る見地からの福島県知事の意見を聴かなければならないものとする。

(第百十六条第三項関係)

(4) 主務大臣は、(1)の検討の結果及び(1)により講ずる措置の内容を公表しなければならないものとする。

(第百十六条第四項関係)

(六) 助成等業務実施計画

(1) 機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、助成等業務(1(一)、(1)(iii)、(vii)及び(ix)に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務をいう。)に係る実施計画(以下「助成等業務実施計画」

という。)を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

(第百十七条第一項関係)

(2) 機構は、(1)の認可を受けた助成等業務実施計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

(第百十七条第二項関係)

(3) 機構は、(1)又は(2)の認可を申請するときは、あらかじめ、原子力災害からの福島復興及び再生の推進を図る見地からの福島県知事の意見を聴かなければならないものとする。

(第百十七条第三項関係)

(4) 機構は、(1)又は(2)の認可を受けたときは、遅滞なく、その助成等業務実施計画を公表しなければならないものとする。

(第百十七条第四項関係)

(5) 助成等業務実施計画は、新産業創出等研究開発基本計画に即するとともに、福島復興再生計画との調和が保たれたものでなければならぬものとする。

(第百十七条第五項関係)

1 財務諸表等

機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

（第百十八条第一項関係）

2 会計監査人

機構は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないものとする。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならないものとする。

（第百十九条第一項関係）

3 利益及び損失の処理

（一） 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないものとする。

こと。ただし、(三)によりその使途に充てる場合は、この限りでないものとする。

(第百二十条第一項関係)

(二) 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、(一)による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならないものとする。

(第百二十条第二項関係)

(三) 機構は、(一)の残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を四二(二)の認可を受けた中期計画(四二(二)の変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の剰余金の使途に充てることができるものとする。

(第百二十条第三項関係)

4 積立金の処分

(一) 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る3(一)又は(二)による整理を行った後、3(一)の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における研究開発等業務の財源に充てることができるものとする。

(第百二十一条第一項関係)

(二) 機構は、(一)に規定する積立金の額に相当する金額から(一)の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を出資者の出資に対しそれぞれの出資額に応じて納付しなければならぬものとする事。

(第百二十一条第二項関係)

(三) (一)又は(二)に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定めるものとする事。

(第百二十一条第三項関係)

5 政府の補助

政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することが出来るものとする事。

(第百二十二条関係)

六 監督

1 監督命令

主務大臣は、中期目標を達成するためその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることが出来るものとする事。

(第二百二十三条関係)

2 報告及び検査

(一) 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができるものとする。

(第二百二十四条第一項関係)

(二) (一)により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならないものとする。

(第二百二十四条第二項関係)

(三) (一)による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものとする。

(第二百二十四条第三項関係)

七 雑則

1 独立行政法人通則法の規定の準用

機構について、財務及び会計に関する規定、人事管理に関する規定その他独立行政法人通則法（平

成十一年法律第百三号)の規定を準用するものとする。

(第百二十五条関係)

2 財務大臣との協議

主務大臣が認可等を行おうとする場合に、財務大臣に協議すべきことを定めるものとする。

(第百二十六条関係)

3 主務大臣等

(一) 機構に係るこの法律における主務大臣は、次のとおりとすること。(第百二十七条第一項関係)

(1) 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、内閣総理大臣

(2) 業務(3)の業務を除く。)に関する事項については、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働

大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣及び政令で定める大臣

(3) 四 1 (一)(vii)の業務及びこれに附帯する業務に関する事項については、内閣総理大臣

(二) 機構に係るこの法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とすること。ただし、(一)(2)に規

定する業務に係る主務省令については、(一)(2)に規定する主務大臣が共同で発する命令とすること。

(第百二十七条第二項関係)

4 解散

機構の解散については、別に法律で定めるものとする。

(第二百二十八条関係)

第三 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。

(第四百四十五条から第四百四十八条まで関係)

第四 その他

一 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 経過措置

名称の使用制限に関する経過措置など所要の経過措置に関する規定を設けること。

(附則第二条及び第三条関係)

三 検討

政府は、この法律の施行後八年を目途として、原子力災害からの福島復興及び再生の状況、福島国

際研究教育機構における研究開発の実施状況、当該研究開発に従事する研究者等の雇用の状況その他の福島国際研究教育機構の業務の実施状況等を勘案して、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第四条関係)

四 関係法律の整備

国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の別表改正など所要の改正を行うこと。

(附則第五条から第十条まで関係)